

地域障害者就労支援事業の概要（平成18年度）

1 趣旨

授産施設や作業所等の福祉施設等において就労している障害者の多くが企業に雇用されることを望んでいると言われているが、実際に雇用へ移行する者の割合はごくわずかとなっており、障害者の地域における自立を支援する観点から、福祉施設等を利用する障害者の雇用への移行促進を図ることが喫緊の課題となっている。

そこで、福祉施設等を利用する障害者の雇用への移行を促進するため、ハローワークが中心となり、地域の関係機関が緊密に連携・協力し、福祉的就労から一般就労への移行を強力に支援する体制を構築する。

2 事業の概要

(1) 地域障害者就労支援チームによる支援

福祉施設等を利用する障害者のうち就職を希望する者を対象に、複数の分野にわたるサービスを効果的かつ計画的に組み合わせるケアマネジメントの手法を用い、ハローワークが中心となって当該福祉施設等をはじめとする地域の支援関係者からなる「障害者就労支援チーム」を設置し、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行う。

(2) 福祉施設等での訓練（作業）と事業所での実習を組み合わせた就労支援の実施

就職及び職業生活に対する不安の解消及び職業準備性の向上を図るため、福祉施設等において訓練（作業）に従事している障害者に、福祉施設等における訓練（作業）を継続させつつ、週1～3日程度、事業所における実習を行う。

3 実施安定所

札幌(北海道)、仙台(宮城)、渋谷(東京)、敦賀(福井)、上田(長野)、磐田(静岡)、甲賀(滋賀)、堺(大阪)、灘(兵庫)、浜田(島根)

地域障害者就労支援事業

～ 福祉的就労から雇用への移行促進 ～

副主査

福祉施設等

- 授産・更生施設、小規模作業所
- 医療保健福祉機関
- 盲・ろう・養護学校
- 精神障害者社会適応訓練事業の協力事業所 等

就職を希望している
福祉施設等利用者



就職に向けた取組み

就職

企業



職場定着
職業生活の
安定

5

主査

ハローワーク

- ・ 専門援助部門が担当
- ・ 就労支援コーディネーターを配置し、関係機関と調整

副主査

上記の福祉施設等

支援関係者・専門機関

- 障害者団体、障害者支援団体
- 地域障害者職業センター
- 障害者就業・生活支援センター
- 障害者雇用支援センター
- 職業能力開発校
- 障害者地域生活支援センター
- 福祉事務所 等

障害者就労支援チーム

就労支援計画の作成

チーム構成員が
連携して支援を実施

フォローアップ

就労支援・生活支援

職場定着支援・就業生活支援

福祉施設等での訓練と事業所での実習を組み合わせた「組合せ実習」も活用

医療機関等と連携した精神障害者のジョブガイダンス事業

1 趣旨

精神障害者の多くは医療機関等を利用しており、就職を希望する者の中には、就職に向けた準備が整っていない者や、就職活動に伴う緊張や不安が大きい者が多い。

このため、ハローワークから医療機関等に出向き、就職活動に関する知識や方法を実践的に示すジョブガイダンスを実施することにより、就職に向けた取組みを的確に行えるよう援助する。

2 開始年度

平成11年度

3 事業の概要

(1) 実施主体

ハローワークが主体となり、医療機関等の連携施設（※）に出向いて実施。

- ※ 主な連携施設
- ・ 精神病院（精神科デイケア）、精神科診療所
- ・ 保健所、精神保健福祉センター
- ・ 精神障害者地域生活支援センター
- ・ 精神障害者授産施設、小規模作業所 等

(2) 対象者

就職意欲は高いものの、就職活動に伴う緊張・不安が大きいため、就職活動に踏み出せない者等

(3) ジョブガイダンスの内容

- 職業講話
 - ・ 働く意義
 - ・ 病気とのつきあい方
 - ・ 労働市場の動向 等
- 具体的な求職活動方法の指導
 - ・ 就職支援機関の活用方法、仕事の探し方
 - ・ 事業所とのコンタクトの取り方、電話の対応方法
 - ・ 履歴書の書き方、面接の受け方 等

(4) 実施時間等

1日当たり2時間程度を目安とし、5日間程度実施。（5～10名程度／回）

(5) ジョブガイダンス修了後の支援

対象者の状態に応じ、①ハローワークにおける職業紹介の実施、②職業準備訓練等の職業リハビリテーションの実施、③引き続き医療機関が中心となった支援を継続。

4 実施状況

(1) 平成16年度実績

- 実施安定所：108所（平成15年度 93所）
- 連携施設数：230施設（" 153施設）
- 対象者数：913人（" 832人）

(2) 平成18年度計画

- 対象者数：965人（平成17年度 965人）